

平成25年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会提出議案一覧

合計52件（予算議案3件・条例議案9件・一般議案31件・道路議案1件・人事議案8件）

《予算議案》

議案第155号～議案第157号

（内容）

- ・ 平成25年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）
- ・ 平成25年度さいたま市病院事業会計補正予算（第3号）
- ・ 平成25年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第2号）

《条例議案》

議案第158号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

（所管課所・財政局財政部財政課）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の制定に伴い、公の施設の使用料等を改定するため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例のほか51条例について所要の改正を行うもの。

（内容）

- ・ 使用料等の改定
 - ・ 消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、課税資産の譲渡等に係る使用料等について3%相当額の引上げを行うもの。

（施行期日） 平成26年4月1日等

議案第159号 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 個人市民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し
 - (1) 年金所得者が賦課期日後に市の区域外に転出した場合においても、転出した日の属する年度中の特別徴収を継続するもの。
 - (2) 仮特別徴収税額を、公的年金等所得に係る前年度分の個人市民税額の2分の1に相当する額とするもの。
- 2 金融所得課税の一体化
 - (1) 特定公社債等の利子所得について、上場株式等に係る配当所得と同様に、申告分離課税を選択可能とするもの。
 - (2) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組するもの。
- 3 規定の整備
 - ・ 地方税法の改正に伴い引用条項を整備し、及び規定事項の見直しを行うもの。

（施行期日） 1については平成28年10月1日、2については平成29年1月1日、3については公布の日等

議案第160号 さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

さいたま市立辻放課後児童クラブの移転に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 位置の変更

- ・ さいたま市立辻放課後児童クラブの位置を「辻2丁目20番1号」から「辻6丁目3番28号」に改めるもの。

2 定員の変更

- ・ さいたま市立辻放課後児童クラブの定員を「50人」から「55人」に改めるもの。

(施行期日) 平成26年1月4日

議案第161号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例

- ・ 株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組することに伴い、所要の改正を行うもの。

2 上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例

- ・ 上場株式等に係る配当所得の分離課税について、特定公社債等の利子が対象に追加されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

3 規定の整備

- ・ 規定事項の見直し等を行うもの。

(施行期日) 平成29年1月1日等

議案第162号 さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・都市局都市計画部都市交通課)

市営自転車等駐車場の利用料金の考え方を統一し、利用者間の公平性を確保するため、利用料金の改定を行うもの。

(内容)

1 一時利用の規定の改正

- ・ 一時利用を利用時間（利用時間を終日とする駐車場にあっては、午前4時から翌日午前4時までの間）の範囲内で1回を単位とする利用とするもの。

2 利用料金の改定

- (1) 市営自転車等駐車場の立地の特性及び施設の状況を考慮し、利用料金を見直すもの。
- (2) 消費税率及び地方消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、利用料金を改定するもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第163号 さいたま市しらさぎ荘条例を廃止する条例の制定について
(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部市民総務課)

供用を休止しているさいたま市しらさぎ荘について、市民優遇サービスを提供できる旅館業の継続を条件として、施設の管理運営を行う民間事業者を公募するため、条例を廃止するもの。
(施行期日) 公布の日

議案第164号 さいたま市与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン策定委員会条例の制定について

(所管課所・都市局まちづくり推進部まちづくり総務課)

与野本町駅周辺地区におけるまちづくりマスタープランの素案を策定する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 与野本町駅周辺地区におけるまちづくりマスタープランの素案を策定するため、「さいたま市与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン策定委員会」を設置するもの。

2 組織

- (1) 委員の定数を15人以内とするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者及び公募による市民のうちから市長が委嘱することとするもの。

3 任期

- ・ 委員の任期は、第1条の素案を提出するまでの間とするもの。

4 会長及び副会長

- ・ 委員会に委員の互選による会長及び副会長各1人を置くこととするもの。

5 会議

- (1) 会長は、委員会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。

6 庶務

- ・ 委員会の庶務は、都市局において処理することとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第165号 さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業施行規程の制定について

(所管課所・都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所)

さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業を実施することに伴い、施行規程を定めるもの。

(内容)

1 土地区画整理事業の名称

- ・ 土地区画整理事業の名称は、さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業とするもの。

2 保留地の処分

- (1) 保留地の処分は、原則として抽選又は競争入札で行うものとするもの。
- (2) 保留地の処分価格は、市長が評価員の意見を聴いて定めた予定価格を下らない価格とするもの。

3 土地区画整理審議会

(1) 土地区画整理審議会の名称は、さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理審議会とするもの。

(2) 土地区画整理審議会の委員の定数は、10人とするもの。

4 基準地積の決定方法

- ・ 換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積は、登記されている地積とするもの。

5 清算金の分割徴収

- ・ 清算金の総額が10万円以上である場合は、分割徴収することができるものとし、その場合の利子の利率は、年6パーセントとするもの。

6 清算金を滞納した場合の延滞金

- ・ 延滞金は、清算金を納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額とするもの。

(施行期日) 事業の事業計画決定の公告の日

議案第166号 さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 単身者の入居者資格の拡大
- ・ 単身者の入居者資格に、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者で保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの等を追加するもの。

(施行期日) 平成26年1月3日

《一般議案》

議案第167号 さいたま市立ひまわり特別支援学校増築棟建設（建築）工事請負契約について

(所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設課)

(内容)

1 契約の目的

さいたま市立ひまわり特別支援学校増築棟建設（建築）工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

6億1,310万9,700円

4 契約の相手方

佐伯・彩光特定共同企業体

議案第168号 さいたま市総合振興計画後期基本計画の策定について

(所管課所・政策局政策企画部企画調整課)

さいたま市総合振興計画後期基本計画を策定するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 後期基本計画の構成

(1) 後期基本計画の策定に当たって

(2) 重点戦略(のびのびシティ さいたま市戦略)

ア 重点戦略1「次代を担う人材をはぐくむ都市 さいたま」の創造

イ 重点戦略2「高齢者が元気に活躍する都市 さいたま」の創造

ウ 重点戦略3「イノベーションする都市 さいたま」の創造

エ 重点戦略4「自然と共生し、低炭素に暮らす都市 さいたま」の創造

オ 重点戦略5「みんなで安全を支える都市 さいたま」の創造

(3) 分野別計画

ア 環境・アメニティの分野

イ 健康・福祉の分野

ウ 教育・文化・スポーツの分野

エ 都市基盤・交通の分野

オ 産業・経済の分野

カ 安全・生活基盤の分野

キ 交流・コミュニティの分野

(4) 各区の将来像

(5) 計画推進の基本的な考え方

ア 市民と行政の協働

イ 将来を見据えた行財政運営

2 計画期間

- ・ 平成26年度から平成32年度まで(7年間)

議案第169号 指定管理者の指定について(さいたま市宇宙劇場)

(所管課所・教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館)

さいたま市宇宙劇場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 市内大宮区錦町682番地2

(2) 名称 さいたま市宇宙劇場

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号

(2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団

(3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第170号 指定管理者の指定について(さいたま市立谷田放課後児童クラブ等)

(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

さいたま市立谷田放課後児童クラブ等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内南区太田窪5丁目10番6号	さいたま市立谷田放課後児童クラブ
市内浦和区常盤9丁目30番9号	さいたま市立常盤放課後児童クラブ
市内南区南浦和1丁目18番3号	さいたま市立大谷場放課後児童クラブ
市内浦和区上木崎3丁目11番33号	さいたま市立上木崎放課後児童クラブ
市内浦和区仲町4丁目7番6号	さいたま市立仲町放課後児童クラブ
市内南区南本町1丁目18番13号	さいたま市立南浦和放課後児童クラブ
市内南区曲本4丁目7番6号	さいたま市立沼影放課後児童クラブ
市内南区辻6丁目3番28号	さいたま市立辻放課後児童クラブ
市内浦和区北浦和2丁目18番3号	さいたま市立北浦和放課後児童クラブ
市内浦和区領家4丁目20番1号	さいたま市立木崎放課後児童クラブ
市内南区大字太田窪2500番地1	さいたま市立善前放課後児童クラブ
市内浦和区本太4丁目3番39号	さいたま市立本太放課後児童クラブ
市内浦和区領家7丁目2番19号	さいたま市立針ヶ谷放課後児童クラブ
市内浦和区大東3丁目14番1号	さいたま市立大東放課後児童クラブ
市内南区文蔵4丁目19番3号	さいたま市立文蔵放課後児童クラブ
	さいたま市立文蔵児童センター
市内南区大字大谷口993番地16	さいたま市立大谷口放課後児童クラブ
市内南区別所2丁目15番6号	さいたま市立浦和別所放課後児童クラブ
	さいたま市立浦和別所児童センター
市内浦和区岸町4丁目1番29号	さいたま市立高砂放課後児童クラブ
市内南区大谷場2丁目13番54号	さいたま市立大谷場東放課後児童クラブ
市内南区鹿手袋4丁目1番12号	さいたま市立浦和大里放課後児童クラブ
市内浦和区岸町5丁目20番4号	さいたま市立岸町放課後児童クラブ
市内浦和区東仲町28番15号	さいたま市立仲本児童センター
	さいたま市老人福祉センター仲本荘

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第171号 指定管理者の指定について（さいたま市立西浦和放課後児童クラブ等）

（所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課）

さいたま市立西浦和放課後児童クラブ等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内桜区田島2丁目16番7号	さいたま市立西浦和放課後児童クラブ
市内桜区大字大久保領家331番地	さいたま市立大久保東放課後児童クラブ
市内桜区南元宿1丁目11番1号	さいたま市立土合放課後児童クラブ

市内桜区栄和1丁目7番1号	さいたま市立栄和放課後児童クラブ
市内桜区田島10丁目7番14号	さいたま市立田島放課後児童クラブ
市内桜区新開2丁目18番1号	さいたま市立新開放課後児童クラブ
市内中央区本町東5丁目23番14号	さいたま市立与野八幡放課後児童クラブ
市内中央区鈴谷5丁目1番1号	さいたま市立鈴谷放課後児童クラブ
市内中央区新中里1丁目6番28号	さいたま市立大戸放課後児童クラブ
市内中央区本町東3丁目5番23号	さいたま市立与野本町放課後児童クラブ
市内中央区円阿弥4丁目3番7号	さいたま市立与野西北放課後児童クラブ
市内中央区上落合1丁目7番33号	さいたま市立下落合放課後児童クラブ
市内中央区上落合4丁目14番24号	さいたま市立上落合放課後児童クラブ
市内中央区大戸6丁目2番19号	さいたま市立与野南放課後児童クラブ
	さいたま市立大戸児童センター
市内桜区大字神田541番地1	さいたま市立神田放課後児童クラブ
市内桜区大字五関21番地	さいたま市立大久保放課後児童クラブ
市内桜区中島1丁目28番1号	さいたま市立中島放課後児童クラブ
市内中央区本町東5丁目17番25号	さいたま市立与野本町児童センター
	与野本町老人憩いの家
市内中央区下落合7丁目11番9号	さいたま市立向原児童センター
市内桜区大字大久保領家131番地6	さいたま市立大久保東児童センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第172号 指定管理者の指定について（さいたま市立三室放課後児童クラブ等）

（所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課）

さいたま市立三室放課後児童クラブ等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内緑区松木1丁目4番地11	さいたま市立三室放課後児童クラブ
市内緑区大字中尾40番地1	さいたま市立中尾放課後児童クラブ
市内緑区原山1丁目22番20号	さいたま市立原山放課後児童クラブ
市内緑区東浦和6丁目13番地15	さいたま市立大牧放課後児童クラブ
市内緑区大字大門1361番地13	さいたま市立大門放課後児童クラブ
市内緑区道祖土1丁目1番1号	さいたま市立道祖土放課後児童クラブ
市内岩槻区大字岩槻6619番地	さいたま市立城北放課後児童クラブ
市内岩槻区仲町1丁目17番3号	さいたま市立太田放課後児童クラブ
市内岩槻区西原4番97号	さいたま市立西原放課後児童クラブ
市内岩槻区大字南下新井1191番地1	さいたま市立城南放課後児童クラブ
市内岩槻区本町5丁目6番45号	さいたま市立岩槻放課後児童クラブ
市内岩槻区大字慈恩寺259番地	さいたま市立慈恩寺放課後児童クラブ
市内岩槻区諏訪2丁目6番1号	さいたま市立東岩槻放課後児童クラブ
市内岩槻区大字黒谷1353番地	さいたま市立和土放課後児童クラブ
市内岩槻区大字徳力136番地4	さいたま市立徳力放課後児童クラブ

市内岩槻区大字柏崎 7 6 2 番地	さいたま市立柏崎放課後児童クラブ
市内岩槻区上里 2 丁目 2 番地	さいたま市立上里放課後児童クラブ
市内岩槻区大字尾ヶ崎 1 2 5 2 番地	さいたま市立新和放課後児童クラブ
市内緑区大字上野田 1 6 番地	さいたま市立野田放課後児童クラブ
市内岩槻区本町 1 丁目 1 1 番 1 1 号	さいたま市立岩槻児童センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町 1 丁目 2 1 3 番地 1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 7 3 号 指定管理者の指定について（さいたま市立宮前放課後児童クラブ等）

（所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課）

さいたま市立宮前放課後児童クラブ等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内西区宮前町 4 4 3 番地	さいたま市立宮前放課後児童クラブ
市内見沼区大字東宮下 3 9 2 番地	さいたま市立七里放課後児童クラブ
市内西区大字佐知川 2 9 9 番地 1 6	さいたま市立佐知川放課後児童クラブ
市内大宮区三橋 2 丁目 5 9 番地	さいたま市立三橋放課後児童クラブ
	さいたま市立三橋児童センター
	三橋老人憩いの家
市内北区盆栽町 4 3 0 番地	さいたま市立植竹放課後児童クラブ
	さいたま市立植竹児童センター
市内大宮区天沼町 1 丁目 1 9 4 番地	さいたま市立天沼放課後児童クラブ
	さいたま市立天沼児童センター
	天沼老人憩いの家
市内北区宮原町 4 丁目 6 6 番地 1 3	さいたま市立宮原放課後児童クラブ
	さいたま市立宮原児童センター
	宮原老人憩いの家
市内西区大字中野林 1 7 4 番地 1	さいたま市立植水放課後児童クラブ
	さいたま市立植水児童センター
	植水老人憩いの家
市内北区本郷町 1 0 6 5 番地 3	さいたま市立本郷放課後児童クラブ
	さいたま市立本郷児童センター
	本郷老人憩いの家
市内見沼区大字東新井 7 1 0 番地 7 8	さいたま市立海老沼放課後児童クラブ
	さいたま市立片柳児童センター
	片柳老人憩いの家
市内見沼区春野 1 丁目 7 番 1 号	さいたま市立春野放課後児童クラブ
	さいたま市立春野児童センター
	春野老人憩いの家
市内見沼区東大宮 7 丁目 5 番地 1 8	さいたま市立東大宮放課後児童クラブ
市内西区大字西遊馬 5 3 3 番地 1	さいたま市立馬宮放課後児童クラブ
	さいたま市立馬宮児童センター

市内北区本郷町 1 7 番地 7	さいたま市立大砂土放課後児童クラブ
市内西区大字指扇 6 1 0 番地 3	さいたま市立栄放課後児童クラブ
市内西区大字中野林 2 2 5 番地 3	さいたま市立植水第二放課後児童クラブ
市内見沼区大字東宮下 2 1 5 番地 1	さいたま市立東宮下放課後児童クラブ
市内大宮区三橋 2 丁目 2 5 9 番地 1	三橋老人憩いの家分館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町 1 丁目 2 1 3 番地 1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 7 4 号 指定管理者の指定について（さいたま市営高砂第 1 自転車駐車場等）

（所管課所・都市局都市計画部都市交通課）

さいたま市営高砂第 1 自転車駐車場等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内浦和区高砂 1 丁目 1 9 7 番地	さいたま市営高砂第 1 自転車駐車場
	さいたま市営高砂第 2 自転車駐車場
市内浦和区北浦和 5 丁目 2 番地 1	さいたま市営北浦和自転車駐車場
市内南区沼影 1 丁目 1 0 5 番地 1	さいたま市営武蔵浦和駅南自転車駐車場
市内南区別所 7 丁目 1 5 3 5 番地	さいたま市営武蔵浦和駅東口地下自転車駐車場
市内南区別所 7 丁目 2 1 番 1 号	さいたま市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区錦町 6 8 2 番地 2
- (2) 名称 一般財団法人さいたま市都市整備公社
- (3) 代表者 理事長 佐藤 英

3 指定する期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 7 5 号 指定管理者の指定について（さいたま市営大栄橋錦町自転車駐車場等）

（所管課所・都市局都市計画部都市交通課）

さいたま市営大栄橋錦町自転車駐車場等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内大宮区錦町 6 8 2 番地 1	さいたま市営大栄橋錦町自転車駐車場
市内大宮区大門町 3 丁目 2 番地	さいたま市営大宮駅東口大門町自転車駐車場
市内大宮区錦町 4 7 8 番地 6	さいたま市営大宮駅東口錦町自転車駐車場
市内大宮区桜木町 1 丁目 7 番地 1	さいたま市営大宮駅西口桜木町自転車駐車場

	場
市内大宮区桜木町1丁目185番地	さいたま市営大宮駅西口自転車駐車場
市内大宮区土手町3丁目162番地4	さいたま市営北大宮駅自転車駐車場
市内大宮区桜木町1丁目10番地19	さいたま市営シーノ大宮自転車駐車場
市内大宮区吉敷町4丁目269番地1	さいたま市営さいたま新都心駅東口自転車等駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区錦町682番地2
- (2) 名称 一般財団法人さいたま市都市整備公社
- (3) 代表者 理事長 佐藤 英

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第176号 指定管理者の指定について（さいたま市営日進駅南口自転車駐車場等）

（所管課所・都市局都市計画部都市交通課）

さいたま市営日進駅南口自転車駐車場等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内北区日進町2丁目1125番地22	さいたま市営日進駅南口自転車駐車場
市内北区宮原町3丁目824番地2	さいたま市営宮原駅東口自転車駐車場
市内北区土呂町1丁目6番地5	さいたま市営土呂駅西口自転車駐車場
市内見沼区東大宮5丁目61番地	さいたま市営東大宮駅東口自転車駐車場
市内北区日進町3丁目729番地	さいたま市営宮原駅西口自転車駐車場
市内西区大字宝来1649番地4	さいたま市営指扇駅南自転車駐車場
市内見沼区大和田町1丁目1387番地1	さいたま市営大和田駅南自転車駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区錦町682番地2
- (2) 名称 一般財団法人さいたま市都市整備公社
- (3) 代表者 理事長 佐藤 英

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第177号 指定管理者の指定について（さいたま市営南与野第1自転車駐車場等）

（所管課所・都市局都市計画部都市交通課）

さいたま市営南与野第1自転車駐車場等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内中央区鈴谷2丁目1221番地	さいたま市営南与野第1自転車駐車場
市内中央区鈴谷1丁目513番地	さいたま市営南与野第2自転車駐車場
市内中央区本町東2丁目128番地	さいたま市営与野本町第1自転車駐車場
市内中央区本町東1丁目99番地	さいたま市営与野本町第2自転車駐車場

市内中央区大字下落合1055番地	さいたま市営与野駅西口臨時自転車駐車場
市内中央区新都心10番地	さいたま市営けやきひろば自転車駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都品川区西五反田四丁目32番1号
- (2) 名称 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 下條 治

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第178号 指定管理者の指定について（さいたま市営北浦和臨時駐車場）

（所管課所・都市局都市計画部都市施設課）

さいたま市営北浦和臨時駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内浦和区北浦和5丁目28番1号
- (2) 名称 さいたま市営北浦和臨時駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区錦町682番地2
- (2) 名称 一般財団法人さいたま市都市整備公社
- (3) 代表者 理事長 佐藤 英

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第179号 指定管理者の指定について（さいたま市営桜木駐車場）

（所管課所・都市局都市計画部都市施設課）

さいたま市営桜木駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内大宮区桜木町3丁目1番地1
- (2) 名称 さいたま市営桜木駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区錦町682番地2
- (2) 名称 一般財団法人さいたま市都市整備公社
- (3) 代表者 理事長 佐藤 英

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第180号 指定管理者の指定について（さいたま市営武蔵浦和駅東駐車場）

（所管課所・都市局都市計画部都市施設課）

さいたま市営武蔵浦和駅東駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内南区别所 7 丁目 2 番 1 号
 - (2) 名 称 さいたま市宮武蔵浦和駅東駐車場
- 2 指定管理者に指定する団体
- (1) 所在地 東京都中央区日本橋一丁目 2 1 番 5 号
 - (2) 名 称 株式会社日鉄コミュニティ
 - (3) 代表者 代表取締役社長 永森 清
- 3 指定する期間
- 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 8 1 号 指定管理者の指定について（さいたま市大宮ソニック市民ホール）

（所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部市民総務課）

さいたま市大宮ソニック市民ホールの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
- (1) 所在地 市内大宮区桜木町 1 丁目 7 番地 5
 - (2) 名 称 さいたま市大宮ソニック市民ホール
- 2 指定管理者に指定する団体
- (1) 所在地 市内大宮区桜木町 1 丁目 7 番地 5
 - (2) 名 称 公益財団法人埼玉県産業文化センター
 - (3) 代表者 理事長 相川 博
- 3 指定する期間
- 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 8 2 号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和駒場体育館）

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課）

さいたま市浦和駒場体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
- (1) 所在地 市内浦和区駒場 2 丁目 5 番 6 号
 - (2) 名 称 さいたま市浦和駒場体育館
- 2 指定管理者に指定する団体
- (1) 所在地 市内大宮区三橋 3 丁目 1 6 6 番地
 - (2) 名 称 埼玉シミズ・浦和スポーツクラブ J V
 - (3) 代表者 株式会社埼玉シミズ 代表取締役 清水 卓治
- 3 指定する期間
- 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 8 3 号 指定管理者の指定について（さいたま市大宮体育館及びさいたま市勤労女性センター）

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課）

さいたま市大宮体育館及びさいたま市勤労女性センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内見沼区大和田町1丁目305番地	さいたま市大宮体育館
市内見沼区大和田町1丁目303番地	さいたま市勤労女性センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町2384番地
- (2) 名称 株式会社日産クリエイティブサービス
- (3) 代表者 代表取締役 榎本 昌志

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第184号 指定管理者の指定について（さいたま市与野体育館）

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課）

さいたま市与野体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内中央区下落合5丁目8番10号
- (2) 名称 さいたま市与野体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都新宿区西新宿七丁目22番12号
- (2) 名称 住友不動産建物サービス・住友不動産エスフォルタ・毎日興業共同事業体
- (3) 代表者 住友不動産建物サービス株式会社 代表取締役 香月 秋裕

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第185号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和西体育館）

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課）

さいたま市浦和西体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区大字下大久保1676番地1
- (2) 名称 さいたま市浦和西体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区三橋3丁目166番地
- (2) 名称 埼玉シミズ・レッズランドJ.V
- (3) 代表者 株式会社埼玉シミズ 代表取締役 清水 卓治

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第186号 指定管理者の指定について（さいたま市記念総合体育館）

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課）

さいたま市記念総合体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区道場4丁目3番1号
- (2) 名称 さいたま市記念総合体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都新宿区西新宿七丁目2番12号
- (2) 名称 住友不動産建物サービス・住友不動産エスフォルタ・毎日興業共同事業体
- (3) 代表者 住友不動産建物サービス株式会社 代表取締役 香月 秋裕

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第187号 指定管理者の指定について（さいたま市大宮武道館）

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課）

さいたま市大宮武道館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内見沼区堀崎町12番地36
- (2) 名称 さいたま市大宮武道館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区浅間町2丁目244番地1
- (2) 名称 毎日興業株式会社・特定非営利活動法人さいたまスポーツクラブ共同事業体
- (3) 代表者 毎日興業株式会社 代表取締役 田部井 功

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第188号 指定管理者の指定について（さいたま市産業文化センター）

（所管課所・経済局経済部経済政策課）

さいたま市産業文化センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内中央区下落合5丁目4番3号
- (2) 名称 さいたま市産業文化センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区浅間町2丁目244番地1
- (2) 名称 毎日興業・首都圏建物サービス協同組合JV
- (3) 代表者 毎日興業株式会社 代表取締役 田部井 功

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第189号 指定管理者の指定について（浦和総合運動場等）

（所管課所・都市局南部都市・公園管理事務所管理課）

浦和総合運動場等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内浦和区元町1丁目7番地1ほか	浦和総合運動場
市内浦和区駒場2丁目19番地1ほか	駒場運動公園
市内緑区大字三浦6836番地1	三浦運動公園
市内浦和区常盤9丁目30番5号	浦和北公園

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内南区别所4丁目12番10号

(2) 名称 URAWAスポーツパークJV

(3) 代表者 公益財団法人さいたま市公園緑地協会 理事長 井原 誠一郎

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第190号 指定管理者の指定について（沼影公園）

(所管課所・都市局南部都市・公園管理事務所管理課)

沼影公園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 市内南区沼影2丁目104番地ほか

(2) 名称 沼影公園

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内浦和区本太2丁目9番24号

(2) 名称 ケント・コーポレーション・アイル・コーポレーション共同企業体

(3) 代表者 株式会社ケント・コーポレーション 代表取締役 森谷 吉男

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第191号 指定管理者の指定について（荒川総合運動公園等）

(所管課所・都市局北部都市・公園管理事務所管理課)

荒川総合運動公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内桜区大字在家1216番地1ほか	荒川総合運動公園
市内西区大字西遊馬3433番地1ほか	西遊馬公園
市内西区大字宝来2022番地1ほか	宝来運動公園

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号

(2) 名称 アイルグループ

(3) 代表者 アイル・コーポレーション株式会社 代表取締役 籠島 延隆

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第192号 指定管理者の指定について（大和田公園等）

（所管課所・都市局北部都市・公園管理事務所管理課）

大和田公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内大宮区寿能町2丁目519番地ほか	大和田公園
市内見沼区堀崎町12番地1ほか	堀崎公園
市内大宮区天沼町1丁目676番地1ほか	天沼緑地
市内大宮区高鼻町4丁目無番地	大宮公園サッカー場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 井原 誠一郎

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第193号 指定管理者の指定について（三橋総合公園等）

（所管課所・都市局北部都市・公園管理事務所管理課）

三橋総合公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内西区三橋5丁目地11番地1ほか	三橋総合公園
市内西区大字中釘188番地2ほか	秋葉の森総合公園
市内岩槻区太田3丁目1番地1ほか	岩槻城址公園
西区内、北区内、大宮区内、見沼区内及び岩槻区内	その他北部無料公園
市内西区三橋6丁目1709番地3	三橋プール

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 井原 誠一郎

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第194号 指定管理者の指定について（与野中央公園等）

（所管課所・都市局南部都市・公園管理事務所管理課）

与野中央公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
-----	----

市内中央区新中里4丁目1275番地ほか	与野中央公園
市内中央区八王子4丁目132番地1ほか	八王子公園
中央区内、桜区内、浦和区内、南区内及び緑区内	その他南部無料公園
市内中央区下落合5丁目11番10号	下落合プール

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 井原 誠一郎

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第195号 指定管理者の指定について（岩槻諏訪公園等）

（所管課所・都市局北部都市・公園管理事務所管理課）

岩槻諏訪公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内岩槻区諏訪4丁目4番地	岩槻諏訪公園
市内岩槻区大字村国229番地ほか	岩槻文化公園
市内岩槻区大字長宮825番地5ほか	川通公園
市内岩槻区大字村国260番地1ほか	元荒川緑地多目的広場
市内岩槻区本丸3丁目17番2号	岩槻温水プール

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 井原 誠一郎

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第196号 当せん金付証券の発売について

（所管課所・財政局財政部財政課）

平成26年度における当せん金付証券（宝くじ）を105億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

議案第197号 首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について

（所管課所・建設局土木部道路計画課）

首都高速道路株式会社が埼玉県道高速さいたま戸田線の料金の額を変更することについて、本市内における区間の道路管理者として同意をするため、その議決を求めるもの。

（内容）

- ・ 割引期間の延長
- ・ 大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引及び埼玉線内々利用割引の割引期限を「平成26年3月31日」から「平成28年3月31日」に延長するもの。

《道路議案》

議案第198号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 1路線

開発 6路線 計7路線

《人事議案》

議案第199号～議案第206号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。